

専門部から

じん肺に関する最近の法改正を知っていますか？

独立行政法人 労働者健康福祉機構 岩見沢労災病院 勤労者医療総合センター
加地 浩 木村 清延
独立行政法人 労働者健康福祉機構 北海道産業保健推進センター 三宅 浩次

じん肺合併症肺がんの考え方と、じん肺定期健康診断の在り方が大きく変わっています。

法改正の内容を以下に掲載いたしましたので参考としてください。

◇医療保険部◇

◇産業保健部◇

じん肺合併肺がんの考え方

じん肺があると肺がんになり易いか？じん肺は肺がんの先行病変といえるのか？という問題について、従来は「じん肺管理区分の管理4ないしは管理4相当の高度に進展したじん肺患者が肺がんを合併した場合は診断・治療上の不利益がある」として、この場合の肺がんは労災補償の対象とされてきました。近年になり両者の因果関係を示唆する研究が増えつつありましたが、1997年、WHOの附属組織である国際がん研究機構IARCが結晶質シリカを「人に対して恐らく発がん性がある」から「発がん性がある」に評価を変更したこと、および国の招請による数次の専門家会議の結果から、平成14（2002）年3月には「じん肺管理区分の管理3相当以上の者が原発性肺がんを合併した場合」へ、さらに平成15（2003）年4月からは「管理2または管理3の者」へと労災補償の対象者の幅が拡大されました。

新しいじん肺定期健康診断

これと平行して「じん肺定期健康診断」の際に、年1回、肺がんに関する検査として「胸部ヘリカルCT検査」および“喀痰細胞診”を行うよう「じん肺法施行規則」が改正されました。従来

から「じん肺管理区分が管理3の者」と「常時、粉じん作業に従事している管理2の者」は年に1回、事業者が実施する定期的じん肺健康診断を受けることになっていましたので、このたびの法改正により、毎年、“胸部ヘリカルCT検査”および“喀痰細胞診”を受けることになり、じん肺健診有所見者の中から原発性肺がんを早期に診断することが求められているのです。

「現在は粉じん作業に従事していない管理2の労働者」の場合は、3年に1回、定期的じん肺健康診断を受けることになっていますので、定期的じん肺健康診断が行われないう「あいだの2年間」についても、年1回の労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の機会を捉えてこれらの検査を行うこととなります。さらに今迄は、退職後の管理2の元労働者はじん肺管理手帳を持っていませんが、北海道労働局長への申請によってじん肺管理手帳を交付してもらい、年1回、上記と同じ肺がんに関する検査を受けることになっている事を付記します。

正しい手続きを忘れずに

じん肺の患者さんが肺結核を合併して死亡した場合と同様に、じん肺の患者さんが原発性肺がんを合併して死亡した場合、正しい手続きをと

っておかないと、後になって訴訟問題が発生する可能性があるのです。以下に簡単なQ&Aを挙げますので、心当たりのある方は下記の連絡先にお問い合わせ下さい。

Q&A

Q：肺癌患者で粉じん職歴もあるが、じん肺の所見は極めて軽微な場合も、じん肺の合併症として補償の対象になるのか？

A：胸部XP上は軽微であっても、じん肺の所見がある場合で、肺癌が合併したと考えられる場合は、合併症になります。

Q：上記の法令の改正を知らずに、患者を肺癌として既に治療を行ってしまっているが、労災補償の関連は？

A：労災としての治療費は2年または3年、休業補償は2年前まで遡って請求できます。至急じん肺の合併症として申請を行って下さい。

Q：患者さんは4年前に肺癌を発症して、2年前

に死亡しているが、今回の法改正によってそのような症例にも何らかの救済はあるのか？

A：未請求の場合は、時効は5年間ですので請求できます。通達により、労災補償対象者の幅が拡大される以前の請求で処分済の場合は、再決定はできません。

Q：じん肺に肺癌を合併した患者さんはいるが、すでに80歳と高齢である。このような高齢の患者さんにも労災補償は適応されるのか？

A：じん肺法の適用に年齢制限はありません。患者さんの年齢に拘わらず補償の対象となります。

問い合わせ先

岩見沢労災病院副院長 木村

0126-22-1300(代)

北海道産業保健推進センター所長 三宅

011-726-7701(代)

北海道労働局 労働基準部 労働衛生課

011-709-2311 (内線3555)

お知らせ

独立行政法人 福祉医療機構 —医療貸付事業融資のご案内—

◇医業経営・福利厚生部◇

独立行政法人 福祉医療機構（旧社会福祉・医療事業団）は、「個人」「医療法人」「民法法人」「社会福祉法人」「学校法人（医・歯学部を置く学校法人）」などが「病院・診療所を開設」「国立病院等の資産の譲受」「介護老人保健施設の開設」「医療従事者養成施設の開設」「助産所の開設」「薬局・衛生検査所などの開設」「疾病運動予防施設又は温泉療養運動施設の開設」「指定訪問看護事業を実施」などに要する費用、また「病院・診療所経営の安定化を図るために必要な長期運転資金」などについて、低利の融資制度を行っております。

条件、申込方法、金利などの詳細はホームページでご覧いただくか、直接下記までお問い合わせください。

記

独立行政法人 福祉医療機構本部

105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13

秀和神谷町ビル9階

医療貸付部融資相談室

TEL (03) 3438-9940 (直通)

FAX (03) 3438-0659

機構ホームページアドレス：

<http://www.wam.go.jp/wam/>

E-mail：wam_iryoud1@wam.go.jp